

独立行政法人国立公文書館の平成22年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置 (1) 体制の整備 公文書管理法及び国立公文書館法(平成11年法律第79号)に基づき、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率化が図られるよう、必要な体制の整備に取り組む。	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置 (1). 体制の整備 公文書管理法等の施行に備え、新たに館に求められることとなる機能の円滑な実施に対応するため、「公文書専門員」(非常勤)を採用するとともに、公文書管理法等に基づき、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、必要な体制整備に取り組む。	・体制整備等の取組状況						A			
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置 i) 平成22年度中に、内閣府において検討・作成される公文書管理法の運用に向けた各種基準やガイドライン等作成に関して、専門的知見を活用した調査分析や助言等の支援を行う。 また、公文書管理法施行後、歴史公文書等に関する各種ガイドラインの改善に資する調査研究を行い、その結果を踏まえて当該ガイドラインの改善への支援を行う。	(2). 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置 i) 内閣府における公文書管理法の施行に向けた各種基準やガイドライン等の作成に関し、専門的知見から調査分析及び助言等の支援を行う。	・各種基準等作成時の取組み、支援状況						A			
ii) 公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に関する専門的技術的助言を積極的に行い、行政機関及び独立行政法人等の適切な判断等を支援する。	ii) 公文書管理法施行後に行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するための専門的技術的助言について検討する。	・法人等文書選別のための支援内容等の検討状況						A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
	iii) 公文書管理法施行を視野に入れ、歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、関係行政機関等に向いての説明会、本館・分館での研修・施設見学会を実施する。また、現行の移管基準や公文書管理法等について、分かりやすく解説したパンフレットの作成・配布を行い、移管についての理解の浸透を図る。	・説明会の開催状況及び研修・施設見学会の実施状況	・ 同上				・ 移管対象機関に向いての説明会を各府省・会計検査院の19機関を対象に実施した。(参加人数593名) ・ 平成22年7月6日から8日まで実施した「公文書保存管理講習会」において、本館見学を実施した。(60機関116名参加) また、同講習会の受講者のうち希望者による分館見学を7月9日に実施した。(27機関39名参加) ・ 平成22年8月27日、11月26日、平成23年2月4日に「国立公文書館つくば分館研修・見学会」を実施した。(それぞれ、31機関52名、24機関42名、14機関28名、延べ122名)	A			
		・パンフレットの作成・配布状況	・ 同上				・ 電子公文書の移管等関係資料を追加したパンフレット「公文書の管理と移管」(1,500部)や「公文書移管関係資料集」(1,500部)を作成し、各府省等への説明会及び各府省等文書主管課職員等に対する公文書保存管理講習会等で配布し、周知徹底を図った。	A			
iii) 公文書管理法第9条第4項に基づき内閣総理大臣からの委任があった場合には、同項に基づく行政機関に対する実地調査を適切に実施する。	iv) 行政文書の管理状況の実地調査に関する国内外の事例を収集し、内閣府とともに具体的な調査項目の設定、調査の方法等を検討する。	・事例収集の状況及び調査項目等の検討状況	・ 同上				・ 類似参考例として、他の法庁における規定を収集するとともに、館として、公文書管理法、同施行令、行政文書管理ガイドラインにおいて定められている文書管理上の義務的事項を中心に調査項目等を整理検討した。	A			
iv) 平成22年度中に館における中間書庫業務の実施について具体的な検討を行い、その結果を、公文書管理法施行後に活用する。	v) 館における中間書庫業務の実施について、受入体制等の検討を行う。	・業務実施の検討状況	・ 同上				・ 内閣府中間書庫パイロット事業に協力し、今年度保存期間満了予定文書の評価選別等を行った。 ・ 各府省に対し、国立公文書館中間書庫に関するアンケート調査を行い、分析を行った。 ・ 内閣府中間書庫パイロット事業引継及び中間書庫業務の実施準備を行い、中間書庫業務要綱等を策定した。	A			
	vi) 公文書管理委員会からの資料の提出等の求めに応じ、必要な協力をを行う。	・協力の状況等	・ 国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・ 第1回(7/15)、第2回(8/31)及び第3回(10/12)公文書管理委員会に際して、専門的知見に基づき各種基準やガイドライン等の作成を支援したほか、移管・廃棄の判断に関して、内閣府と共に各府省における行政文書管理規則制定の支援を行った。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 ① 受入れのための適切な措置 行政機関からの歴史公文書等 i) の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 ① 受入れのための適切な措置 年度毎の移管計画に基づき、行政機関 i) からの歴史公文書等の移管を適切に実施する。	移管計画に対する受入れ状況	同上				A				
ii) 公文書管理法施行後、独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	ii) 独立行政法人等からの歴史公文書等の適切な受入れの実施に向け、内閣府とともに、移管基準等について検討を進める。	移管基準等の検討状況	同上				A				
iii) 司法府からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	iii) 司法府からの歴史公文書等の移管を計画に基づき適切に実施する。	移管計画に対する受入れ状況	同上				A				

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
iv) 立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府を支援する。	iv) 立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府を支援する。	・助言等支援の状況	・同上				・立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、内閣府と情報交換を行った。	A			
v) 平成22年度中に、民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入基準を作成し、公表するとともに、公文書管理法施行後、当該基準に基づく寄贈・寄託の受入れが可能な仕組みを整える。	v) 民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入基準を作成し、公表するとともに、適切な受入れに向けた検討を行う。	・受入基準の作成及び受入れの検討状況	・同上				・民間の歴史公文書等の「寄贈・寄託文書受入要綱」を作成し、公表した。	A			
vi) i)～iii)により又は寄贈・寄託により受け入れる歴史公文書等について、事業年度ごとに、受入冊数を考慮した原則1年以内の処理期間目標を設定し、その期間内に受入れから一般の利用に供するまでの作業を終了する。	vi) i)及びiii)により受け入れる歴史公文書等について、受入冊数を考慮し、1年以内に一般の利用に供するまでの作業を終了する。	・受入れから1年以内に利用に供した状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	<p>・100%以上 「平成21年度公文書等移管計画」に基づき平成22年4月から受入れた歴史公文書等31,197冊を受入れ平成23年1月までにパソコン入力による目録原稿作成を完了した。</p> <p>・また、平成22年10月から受入れた東京大学外8大学保管分の民事判決原本4,422冊及び平成22年12月に受入れた司法院(裁判所)保管の裁判文書983冊については、平成23年3月までにパソコン入力による目録原稿作成を完了した。詳細は、報告書31頁「2 受入れから利用までの業務等」に記述。</p> <p>・平成22年度に受入れた歴史公文書等(31,197冊)、国立公文書館に係る館所有の文書(95冊)の計31,292冊の公開・非公開区分を決定し、平成23年3月に一般の利用に供した。 同様に、平成22年2月に受入れた裁判文書1,642冊については、同年7月1日に公開した。</p> <p>・なお、平成23年3月までに受入れた民事判決原本(4,422冊)及び平成22年12月に受入れた裁判文書(983冊)については、公開区分を決定し、それぞれ平成24年2月、平成23年11月までに、一般の利用に供する予定である。</p>	A			
② 保存のための適切な措置 平成23年度から、電子媒体の歴史公文書等(以下「電子公文書」という。)について受入れ及び保存を開始する。このため、平成22年度中にシステム構築等、必要な準備作業を実施する。また、政府と密接な連携を図りながら、電子媒体による管理を見据えた統一的な文書管理に係る検討の状況を踏まえ、必要に応じシステムの見直しを図る。	② 保存のための適切な措置 平成23年度からの電子媒体の歴史公文書等(以下「電子公文書」という。)の移管・保存の開始に向けて、館への電子公文書の移管・保存・利用システムの構築を行う。また、システムの利用方法に関するマニュアル等を作成するとともに、各府省等へ説明等を行う。	・電子公文書等の移管・保存・利用システムの設計並びに利用マニュアル等の作成及び説明等の実施状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>・平成23年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、以下の取組みを行った。 「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の設計・開発等の業務を実施、平成23年4月1日からシステムを本格稼働。 システムの利用方法に関するマニュアルを作成、府省等へ訪問説明を実施。 システム構築に並行して、電子公文書等の移管当日までの準備作業に係る説明資料を作成、各府省に配布、訪問説明を実施。</p> <p>平成23年度においては、平成22年度移管計画に基づく電子公文書等の受入れ、長期保存等の業務を実施する。</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
ii) 紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等の保存方法について、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面におけるメリット、デメリットを、平成22年度末までに民間の専門家等の知見を十分に活用しながら検討し、結論を得る。	ii) 紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等の保存方法について、紙媒体の原本の十全な保存を図るため、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面におけるメリット、デメリットを民間の知見を十分に活用しながら検討し、結論を得る。	移管文書保存方法の検討の状況	国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>・検討を実施するため、歴史公文書等保存方法有識者会議(委員6名)を開催。検討の結果、紙媒体のスキヤニングによるデジタル化の採用等を内容とする報告書が取りまとめられた。</p> <p>これを踏まえ、以下のとおり、館としての結論を得た。</p> <p>・紙媒体のスキヤニングによるデジタル化を新たに採用する。</p> <p>・原資料の保存状況や利用頻度に応じて媒体を選択することとし、保存状態が比較的良好な場合は、デジタル化による代替物作成を基本とし、急速に劣化が進んでいるものや今後劣化が進行するおそれがあるものについては、マイクロフィルム化による代替物作成を基本とする。</p> <p>詳細は、報告書38頁「④有識者会議の提言を踏まえた検討」に記述</p>	A			
iii) 館の保存する歴史公文書等について、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。	iii) (3)①i)及びiii)により受け入れた歴史公文書等について、紙等の劣化要因を除去するために必要な措置を講じた上で、温湿度管理等のできる適正な保存環境の専用書庫に、簿冊の形態等に応じた適切な排架を行い保存する。	・劣化要因の除去等の状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	<p>・100%以上受け入れた歴史公文書等すべてについて、くん蒸、簿冊ラベルの作成・貼付作業、表紙等の軽修復を行い、書庫に排架し、一連の作業を終了した。</p> <p>詳細は報告書39頁(3)排架・保存「①くん蒸」に記述</p>	A			
iv) 館の保存する歴史公文書等のうち、劣化が進行しており閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、事業年度ごとに数値目標を設定し、計画的に修復を実施する。この際、資料の状態、利用頻度等に応じ、最適な技術を活用した修復を実施する。	iv) 館の保存する歴史公文書等について、劣化状況・想定される利用頻度等に応じて、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。	・マイクロフィルム作成計画(館内撮影980,000コマ、外部委託1,100,000コマ)に対する変換状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	<p>・100%以上館内撮影により平成17年度移管総務省等99.0万コマのマイクロフィルム撮影を行った。</p> <p>・外部委託により、平成20年度移管内閣法制局等111.1万コマのマイクロフィルム撮影を行った。</p> <p>詳細は、報告書41頁(5)「マイクロフィルムその他代替物の作成」に記述</p>	A			
		・巻き戻し、汚れの除去等の計画数(マイクロフィルム1,800本)に対する処理状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	<p>・100%以上マイクロフィルム1,834巻の巻き戻し、汚れの除去等を行った</p>	A			
	v) 館の保存する歴史公文書等のうち、劣化が進行しており閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、資料の状態・想定される利用頻度等に応じて計画的に修復を実施する。 修復計画:重修復270冊、軽修復6,000冊、リーフキャスト5,500丁	・重修復270冊、軽修復6,000冊、リーフキャスト5,500丁の実施状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	<p>・100%以上昨年度受け入れた裁判文書の重修復を実施した他、リーフキャストとして昨年に引続き虫損被害の著しい地方検察庁関係文書等の修復作業を行った。</p> <p>修復作業結果は、下記のとおり。</p> <p>軽修復 6,028冊 重修復 273冊 リーフキャスト5,507丁</p> <p>詳細は、報告書42頁(6)「修復」に記述。</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
③ 利用のための適切な措置 i) 平成22年度中に、公文書管理法第27条に基づき「利用等規則」を作成し、内閣総理大臣からの同意を得るとともに、これを公表する。	③ 利用のための適切な措置 i) 公文書管理法第27条に基づき「利用等規則」を作成し、内閣総理大臣の同意を得るとともに、これを公表する。	・利用等規則の作成状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・新たな体制における歴史公文書等の保存及び利用のあり方の検討を踏まえつつ、利用等規則を策定し、公文書管理委員会への諮問を経た上で、内閣総理大臣の同意(4月1日付)を得て公表した。	A					
ii) 平成22年度前半に、館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針および工程表を作成し、年度ごとに計画的に取組を進める。あわせて、館の保存する歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、年度ごとに適切な目標数値を設定する。	ii) 年度前半に、館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針及び工程表を作成する。あわせて、館の保存する歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、適切な数値目標を設定する。	・取組方針、工程表及び指標作成の状況	・同上	・同上	・平成22年9月に、館の保存する歴史公文書等の利用サービス向上等に向けた諸方策を盛り込んだ取組方針及び工程表を作成し、あわせて、この間における取組状況と効果について、自己検証及び評価を行うための指標を検討し、数値目標を設定した。	A					
iii) 要審査文書(館の保存する歴史公文書等のうち、非公開情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり審査が必要な簿冊)の閲覧申込(公文書管理法施行後は利用請求。以下同じ。)があった場合には、次の期間内に審査し、利用に供する。	iii) 要審査文書(館の保存する歴史公文書等のうち、非公開情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり審査が必要な簿冊)の閲覧申込については、次の期間内に審査し、閲覧に供する。										
ア 閲覧申込があつてから30日以内に審査し、利用に供する。	ア 閲覧申込があつてから30日以内に審査し、閲覧に供する。	・30日以内に審査し閲覧に供した状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・平成22年度の審査冊数1,673冊のうち閲覧申込から30日以内に審査を処理したものは1,650冊であった。	A					
イ ア)に関わらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日を限度として期間を延長し、審査できない理由及び期間を申込者(公文書管理法施行後は請求者。以下同じ。)に通知する。	イ ア)に関わらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日を限度として期間を延長し、審査できない理由及び期間を申込者に通知する。	・30日を限度として延長した状況	・同上	・同上	・30日以内に審査できなかった23冊については、審査できない理由及び審査期間の見込みを閲覧申込者に連絡するとともに、その後も審査の進捗状況を適宜連絡した。	A					
ウ ア)及びイ)に関わらず、閲覧申込に係る公文書等が著しく大量である又は内容の確認に時間を要するため、60日以内にそのすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し利用に供するとともに、残りの部分については相当の期間内に審査し利用に供する。この場合、審査できない理由及び期間を申込者に通知する。	ウ ア)及びイ)に関わらず、閲覧申込に係る公文書等が著しく大量である又は内容の確認に時間を要するため、60日以内にそのすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し利用に供するとともに、残りの部分については相当の期間内に審査し利用に供する。この場合、審査できない理由及び期間を申込者に通知する。	・60日以内に審査した状況	・同上	・同上	・閲覧申込から30日以上60日以内に審査を処理した18冊のうち、10冊は国の安全に関する情報の確認に時間を要したため、2冊はBC級戦犯関係資料であり個人情報的大量に含まれていて外国語(英語)で記載されているため、1冊は法人情報が多数含まれているため、5冊は個人情報及び法人情報が多数含まれているため審査に時間を要した。	A					
		・60日以内に審査できなかった状況	・同上	・同上	・60日以上を要した5冊は国の安全等に関する情報が多数含まれていたため審査に時間を要した。	A					

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
iv) 中期目標期間中に、要審査文書について、計画的かつ積極的な審査を行い、要審査文書の年間処理件数を大幅に拡大するとともに、時の経過を踏まえて、非公開区分の文書の区分見直しを適切に行う。この際、利用制限は原則として30年を超えないものとする「30年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえた判断を行う。	iv) 要審査文書の積極的な審査に取り組むとともに、時の経過を踏まえて、非公開区分の文書の区分見直しを適切に行う。	・要審査文書の審査状況	・ 同上				・要審査文書となっていた764冊の積極的な審査を行い、1冊は非公開情報を除いて公開、残り763冊はすべて公開した。	A			
		・非公開区分の区分見直し状況	・ 同上				・非公開とされた昭和戦前期作成の恩給裁定原書5,133冊について区分変更の見直しに向けた調査を実施した。	A			
v) 公文書管理法施行後、利用の制限等に対する異議申立てがあった場合で、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、改めて調査・検討を行う必要がないような事案については遅くとも30日以内に、その他の事案については遅くとも90日以内に諮問を行う。											
vi) 国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い常設展・特別展等を年3回以上実施する。また、開催場所の工夫や地方公文書館等他機関との連携等も含め、企画内容や展示方法等に関して新たな取組を行うことにより、展示の魅力及び質の向上を図る。	v) 国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い常設展・特別展等を年3回以上実施する。企画内容などについて専門家等からの意見を聴きつつ、展示会の魅力の向上を図る。分館においても常設展・企画展等を実施する。	・常設展・特別展等の開催状況	・ 同上				<p>・本館では、春の特別展「旗本御家人Ⅱ―幕臣たちの実像」(4/3～22、入場者数:9,975人)、秋の特別展「公文書にみる発明のチカラ―明治期の産業技術と発明家たち―」(10/2～21、入場者数:4,606人)、夏の企画展「絵で見る江戸の夏」(7/20～9/17、入場者数:3,128人)を開催したほか、常設展について、2回展示替えを行った。春・秋の特別展においては、専門家等から企画内容について意見を聴取し、展示会の魅力の向上を図った。</p> <p>・分館では、科学技術週間特別企画展(4/12～17、入場者数:40人)を開催した。夏の企画展「気象」開催(7/20～8/31、入場者数:2,445人)を開催した。夏の企画展では和綴じ体験を実施(1,214人)、康熙綴じ講座を実施(80人)し、和綴じ体験の指導を行った。また、アンケートを実施(516人)した。</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
vii) いつでも、どこでも、だれもが、自由に、無料でインターネットを通じて館の保存する歴史公文書等を広く利用できるようにするため、平成22年度から館のデジタルアーカイブの新システムの運用を開始するとともに、計画的かつ積極的に所蔵資料のデジタル化を推進する。	vi) 歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットを通じ所蔵資料を検索し、デジタル画像を閲覧できるデジタルアーカイブの新システムの運用を平成22年度から開始する。 画像については、既存のマイクロフィルム等から約130万コマをデジタル化し、これまでに提供してきた約470万コマと合わせて、計約600万コマのデジタル画像をインターネットで公開する。 大判又は原本保護のため閲覧に供されていない重要文化財、その他貴重な資料である絵図等については、既存のポジフィルム及び新たに撮影するものから約300点をデジタル化し、これまでに提供してきた約1170点と合わせて、計約1470点のカラーデジタル画像をインターネットで公開する。	・マイクロフィルムのデジタル化130万コマの進捗状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 法令案審議録や内閣公文などの法令の制定過程・閣議議事録等のほか、任免裁可書、内務省文書の地方行政に関する文書など、約142万コマのデジタル画像の作成を行い、デジタルアーカイブに登載した。 また、約45万コマのJPEG2000形式のデジタル画像をアジア歴史資料センター(アジ歴)へ提供し、デジタル資産の共有化を図った。 詳細は、報告書51頁「イ 公文書等デジタル画像の作成、提供」に記載。	A			
		・ポジフィルム等のデジタル化300点の進捗状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 江戸時代の将軍の狩の様子を描いた「大狩盛典」や公文録・附属の図に含まれる第二回内閣勲業博覧会の賞牌の見本図、昭和30年代の東名高速道路の建設に関する「世銀借款関係書類」など、ポジフィルムから303点のデジタル画像を作成し、デジタルアーカイブに追加した。 詳細は、報告書52頁「ハ 大判、貴重資料等デジタル画像の作成、提供」に記載。	A			
		・デジタル画像のインターネットでの公開状況	100%以上	75%以上 100%未満	25%以上 75%未満	25%未満	・100%以上 デジタルアーカイブ(公文書等)においては、既に公開している約470万コマと合わせ、約612万コマのデジタル画像をインターネットで公開した。そのため、これまでにデジタル化した画像とアジ歴とのリンク分を合わせて約1,055万コマのデジタル画像を、インターネットで公開した。 デジタルアーカイブ(重要文化財等)においては、新たに303点の画像を追加し、これまでに提供してきた画像と合わせて、1,473点のカラーデジタル画像をインターネットで公開した。 なお、平成22年度のデジタルアーカイブのアクセス件数は、23万2,294件で前年度より増加した。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
vii) 館の保存する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いを考慮しつつ積極的な貸出を行う。貸出審査については、貸出機関等からの申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行う。	vii) 館の保存する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いを考慮しつつ積極的な貸出を行う。貸出審査については、貸出機関等からの申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行う。	・貸出申込みから貸出決定までの状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・100%以上 全18件(機関)137冊の貸出し申込に対して、すべて30日以内に貸出し決定を行った(平均日数8日間)。	A			
ix) 館の保存する歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向やニーズを積極的に把握するとともに、その結果を適切に業務に反映させる。また、各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行う。	viii) 館の保存する歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向やニーズを積極的に把握するとともに、その結果を適切に業務に反映させる。また、各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行う。	・利用者の動向等の把握及び分析、反映状況 ・見学の受入れ拡大に向けた取組み状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。 ・同上	・閲覧室アンケート、本館特別展、つくば分館夏の企画展来場者アンケート等により利用者の動向、ニーズを積極的に把握し、展示会の企画内容の検討等に反映させている。 ・見学申込に対して積極的に受け入れるとともに、見学実施要綱等の検討に着手した。	A						
x) 開館曜日の拡大も含め、年間開館日数について見直しを行い、中期目標期間中に年間開館日数を増加させる。	ix) 年間開館日数について見直しの検討に着手する。	・見直しの検討状況	・同上	・中期目標期間中の年間開館日数の増加に向けて、必要となる諸条件の整理など検討作業を開始した。	A						
x i) つくば分館に保存されている文書が本館でも利用できるようにする方策をはじめとして、つくば分館に係る利用者の利便性向上策を検討し、中期目標期間中に具体的な措置を講じる。	x) つくば分館利用者の利便性向上のための方策について検討する。	・利便性向上のための検討状況	・同上	・路線バスの運行情報等について、ホームページアクセスマップの随時改定等を行い、情報の充実を図った	A						
x ii) ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、国立公文書館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報することなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高める。また、館の保存する歴史公文書等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。	x i) ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、国立公文書館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報することなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高める。また、館の保存する歴史公文書等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。	・積極的な広報の実施状況	・同上	「パブリックアーカイブズビジョン」に則り、館の業務の意義等についての周知を図るための取組を以下のように実施した。 ・ホームページにおいて、特別展等の開催案内を行うとともに、利用等規則案に対する意見募集を行うなど、館の業務に係る最新情報を内外に積極的に発信した(更新累計324件)。 ・情報誌『アーカイブズ』第40～43号を発行し、国の機関、地方公共団体、地方公文書館等に配布し、ホームページに掲載した。 ・館の紹介等を地下鉄駅構内電飾広告、DVD、リーフレット等により実施した。特別展の開催案内については、地下鉄駅構内、車内広告のほか、イベント情報サイト(掲載無料)等の様々な媒体を利用して実施した。	A						

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
							<ul style="list-style-type: none"> 千代田区ミュージアム連絡会へ参加し、北の丸公園・皇居東御苑文化ゾーンマップを地域関係機関と共同作成・配布したほか、国立情報学研究所主催のオープンハウスに参加し、館の展示ブースを設けるなど、関係機関と連携した広報の機会を積極的に利用した。つくば分館では、つくば市が推進する「つくばちびっ子博士」事業や、文部科学省が主催した「科学技術週間事業」に協力し、企画展等を通して館の認知度を高めるための取組を行った。 				
		・諸外国への積極的な情報発信の実施状況	同上			<ul style="list-style-type: none"> 海外からの訪問者や視察者等に対して、DVDやリーフレット等を活用しつつ、館の業務や公文書管理法の施行により今後新たに担うべき責務等を説明・紹介し、その周知を図った。 韓国国家記録院主催の国際アーカイブズ文化展示会へ参加し、資料(レプリカ)の選定に当たっては、館が所蔵する主な資料に加え、韓国との交流をテーマとした選定を行った。会場では館を紹介するパネル展示やDVDの上映、デジタルアーカイブ、アジ歴のデモンストレーションを行うなどして、海外への情報発信にも努めた。 英文ホームページに随時情報を追加したほか、デジタルアーカイブリーフレット英語版を改訂した。 	A				
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置 i) 公文書管理法第34条に地方公共団体における文書管理の努力義務規定が置かれたことを踏まえ、地方公共団体における文書管理の向上に資するよう、公文書館法(昭和62年法律第115号)第7条に基づき地方公共団体に対する公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行うとともに、地方におけるデジタルアーカイブ化に係る技術的支援をはじめ、これまで以上に積極的かつ能動的に地方における歴史公文書等の保存及び利用を支援する。	④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置 i) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。 また、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及・啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。併せて、所在情報を一体的に提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が行う各種研修会等への講師派遣の状況 全国の公文書館等への説明の状況及び所在情報提供の仕組み構築に向けた意見交換の実施状況 	同上			<ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。 地方公共団体その他外部の機関が実施する講演会や委員会に対して、館長を始め職員を講師として派遣し、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言、並びに積極的な情報提供を行った。(年間72件) 全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に向けて、公文書館等を訪問し、標準仕様書等に関する説明等を実施した。(計13機関) 説明会を開催した際には、当該地方公文書館に加え、文書主管課、類縁機関、周辺自治体等の関係者の参加を呼びかけ、広く周知を図った。 平成23年度においても、新たに公文書館となった大学アーカイブズを中心に、標準仕様書等に関する説明、所在情報提供の仕組みに係る意見交換を行うこととしている。 	A				
							A				

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
ii) 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と密な連絡を行い、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図る。	ii) 全国公文書館長会議やアーカイブズ関係機関協議会、歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議等を通じて、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図る。	・各種会議等との連携状況	同上				<ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月10日に東京都において全国公文書館長会議を開催した。会議には、国及び地方公共団体が設置する公文書館等から、約80名が参加した。 会議の前半は、当館館長の挨拶の後、「第3期中期計画」、「平成21年度業務実績及び平成22年度国立公文書館年度計画」、「平成22年度研修計画」、「平成21年度国際交流実績及び平成22年度国際交流計画」について説明を行い、各館長等との意見交換を行った。 会議の後半は、「公文書館を巡る諸問題に関する意見交換」として、「国立公文書館における公文書管理法施行に向けた取組みについて」、「電子公文書等の移管・保存・利用システムについて」、「研修等に関するアンケート結果について」の3つの議題に関し、当館から説明を行った後、各館長等との意見交換を行った。 平成22年9月9日にアーカイブズ関係機関協議会を開催し、参加した構成員と意見交換を行った。 歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議を3回開催し、国の保存利用機関の取組の状況などに関する情報交換等を行うとともに、連携協力の方策や歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」の内容の充実等について検討協議を行った。 	A			
iii) 利用者の利便性を高めるため、国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関の保存する歴史公文書等について、その所在情報を一体的に提供する仕組みの構築について検討を行い、実施可能な施策については順次実施する。	iii) 国の関係機関の保存する歴史公文書等の所在情報を一体的に提供するため運用している「歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」」について、利用者の利便性を高めるため、内容等の一層の充実を努める。	・「ぶん蔵」の内容充実のための検討状況	同上				<ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」について、社会の出来事や時宜をとらえた新着情報の更新を行うこと等により、利用者の関心の高まりや理解促進を目指したサイト展開に努めた。 その結果、アクセス件数が前年度比約30%増加した。 	A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
⑤ 国際的な公文書館活動への参加・貢献 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等への積極的参画や情報交換の促進など、国際的な公文書館活動への積極的な参加・貢献を行う。	⑤ 国際的な公文書館活動への参加・貢献 i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際公文書館会議(ICA)の活動を中心に、積極的な貢献を行う。また、ICAが主催して設けられた「国際アーカイブズの日」(6月9日)について、日本国内への広報普及に努める。 ICA東アジア地域支部(EASTICA)総会及びセミナーの平成23年度日本開催に向けて準備検討を行う。	・積極的な国際貢献の実施状況	・ 同上				<ul style="list-style-type: none"> 館長等が、地域支部議長としてICA執行委員会(6/4～5 韓国、9/12 ノルウェー、H23/3/28～29 パナマ)等の会合に出席し、地域の代表として意見を述べた。 なお、パナマで開催されたICA執行委員会において、東日本大震災に対する「ICAステートメント」が緊急に採択され、日本へのお見舞いと支援が表明された。これに対し、理事が状況を説明し、復興への決意を述べた。 前館長が国際アーカイブズ開発基金(FIDA)理事会(9/11 ノルウェー)に出席したほか、メール等を通じて補助金申請の審査等を行った。 平成22年6月9日に東京都において、「国際アーカイブズの日」記念講演会を開催した。講演会には、国及び地方が設置する公文書館、内閣府を始めとする国の機関、大学等から約120名が参加した。 講演会では、まず宇賀克也東京大学大学院教授が「公文書等の管理に関する法律」について」と題した基調講演を行い、続いて、富田健司全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会委員が「全史料協の取り組みー地方自治体の歴史的公文書等の取扱いに関するアンケート調査ー」と題した同アンケート調査結果の報告を行った。 最後に、理事をコーディネーターとして、両講師に全史料協の福島幸宏委員を加えた4者とパネルディスカッションを実施した。 	A			
		・日本開催の準備、検討状況	・ 同上				<ul style="list-style-type: none"> EASTICA2011年総会及びセミナー日本開催に向け、準備WGを開催して検討し、会議運営等委託業者及び会期・会場等を決定した。 	A			
	ii) 国際会議等への参加 平成22年9月にオスロ(ノルウェー)で開催予定の第42回国際公文書館円卓会議に参加し、諸外国と日本の公文書館との交流を図る。 また、6月にソウル(韓国)で開催予定のEASTICA理事会及びセミナーにおいて、我が国の実情を紹介するとともに、参加各公文書館関係者との交流を深める。その他公文書館活動に関連する国際会議等に積極的に参加し、国際交流・協力を推進する。	・各種国際会議への参加状況、交流等の状況	・ 同上				<ul style="list-style-type: none"> 9月11日～18日、ノルウェーで開催された第42回CITRAに館長等が出席。館長がデジタルアーカイブ等について発表したほか、前館長がセッション司会を務めた。 5月30日～6月3日、韓国で開催されたEASTICA理事会及びセミナーに館長等が出席。館長が議長として理事会・セミナーを取りまとめた。また、職員が公文書管理法に関するカントリーレポートを発表した。(5/31) 6月1～2日に韓国で開催された国際アーカイブズ文化展示会(IACE2010)国際セミナーに館長等が出席し、交流を深めた。 	A			

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由	
			A	B	C	D			指標	項目		
	iii) 外国の公文書館との交流推進 アジア地域の公文書館と一層緊密な関係を築くため、今後とも交流を深める。また、諸外国の公文書館等からの相互協力、訪問・研修受入れ等の要請に積極的に対応する。	・国際交流の状況					・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・ICA会長(6/8)、遼寧省档案局長(10/26)、中国第一歴史档案館長(11/11)、カナダ国立図書館公文書館長(H23/2/3)等が来館し、館の役職員と意見交換を行った。	A			
	iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信 館の充実に資するため、先進的な外国の公文書館等への視察、情報の交換、資料交換等を通じ、外国の公文書館及び公文書館制度等に関する情報の収集及び蓄積を行う。また、6月に韓国で開催されるアーカイブズエキスポに出展協力するとともに、国際会議における発表等を通じて、館に関する情報の海外発信に努める。	・外国の先進的な公文書館等への視察等情報収集の状況					・同上	・館長等が韓国国家記録院、ノルウェー国立公文書館、パナマ国立公文書館等を訪問し、交流を深めた。	A			
		・国立公文書館の活動等に関する情報の海外への発信状況					・同上	・韓国で開催されたIACE2010に出展、複製展示及びデジタルアーカイブ実演等を実施し、好評を得た。(6/1-6)	A			
								・第42回CITRAの各国国立公文書館長をメンバーとするセッションにおいて館長がデジタルアーカイブ等について発表した。(9/16)				
								・カナダ大使館主催シンポジウムにおいて館長が「理想の公文書館像を求めて」と題する講演を行い、国立国会図書館長等とともにパネルディスカッションに参加した。(H23/2/2)				

中期計画の各項目	評価項目 (22年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
⑥ 調査研究 i) 電子公文書の長期保存等に関し、国際動向や技術動向を踏まえ継続的に調査研究を行い、その成果について、平成23年度から開始する電子公文書の受入れ、保存等に随時活用を図る。	⑥ 調査研究 i) 電子公文書の長期保存等に関する国際動向や技術動向に関し調査を行い、その成果を適宜公表する。また、その成果については、平成23年度から開始する電子公文書の受入れ、保存等に、可能なものから随時活用を図ることとする。	国際動向、技術動向の調査、検討状況	同上				A				
ii) 歴史公文書等の保存及び修復に関して、保存環境の在り方、資料の状態、利用頻度等に応じた修復技術等について調査研究を行う。	ii) 歴史公文書等の保存及び修復に関して、保存環境の在り方、資料の状態、利用頻度等に応じた修復技術等について調査研究を行い、その成果を適宜公表する。	修復技術等の調査、研究及び活用のための検討状況	同上				A				
iii) 館の保存する歴史公文書等の内容等について、計画的な調査研究を行い、館のレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を積極的に公表し、利用者の利便性向上に資する。	iii) 館の保存する歴史公文書等の内容等について計画的な調査研究を行い、館の専門的なレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を研究紀要「北の丸」に掲載し、併せて各種広報誌及びホームページ等でも積極的に公表し、利用者の利便性向上に資する。	調査研究及び成果の公表状況	同上				A				